

平成25年11月定例会

小平・村山・大和
衛生組合議会

日 時 平成25年11月19日(火)

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

小平・村山・大和衛生組合議会

平成25年11月定例会

日 時 平成25年11月19日（火）

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

1. 出席議員（12名）

1番 虻川 浩	2番 磯山 亮
3番 平野ひろみ	4番 細谷 正
5番 尾崎利一	6番 中野志乃夫
7番 中間建二	8番 森田憲二
9番 木村祐子	10番 須藤 博
11番 濱浦雪代	12番 藤野 茂

2. 欠席議員（0名）

3. 出席説明員

管 理 者 小林正則	副 管 理 者 尾崎保夫
副 管 理 者 藤野 勝	助 役 山下俊之
会 計 管 理 者 田村 茂	事 務 局 長 水口 篤
総 務 課 長 藤野 信一	業 務 課 長 小暮与志夫
計 画 課 長 木村 西	総務課長補佐 利光良平
計画課長補佐 片山 敬	

議事日程（第1号）

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 諸報告
- 第 4 議案第11号 平成24年度小平・村山・大和衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 議案第12号 平成25年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算（第2号）
- 第 6 議案第13号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について
- 第 7 議案第14号 東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について
- 第 8 陳情第 1号 市民参加の施設検討委員会設置に関する陳情

午前9時28分 開議

○議長【森田憲二】 おはようございます。定刻より若干早いのですが、始めさせていただきますと思います。なお、本日は開議時間を30分早めまして、9時30分からといたしましたのでご了承願います。

議事終了後、管理者からの報告がございますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席人数は12人でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから、小平・村山・大和衛生組合議会11月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。お手元の議事日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

日程第1 会期の決定

○議長【森田憲二】 日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。会期につきましては本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【森田憲二】 ご異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長【森田憲二】 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第77条の規定により議長から指名をいたします。

1番 虻川浩議員

7 番 中間建二議員

11 番 濱浦雪代議員

以上、3 人の方をお願いいたします。

日程第 3 諸報告

○議長【森田憲二】 日程第 3、諸報告を行います。

諸報告につきましては、平成 25 年 10 月に行いました、当衛生組合一般会計出納検査の結果についての報告書の写し、及び陳情第 2 号の請願・陳情文書表でございまして、お手元に配付いたしました印刷物のとおりでございます。

日程第 4 議案第 11 号 平成 24 年度小平・村山・大和衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長【森田憲二】 日程第 4、議案第 11 号 平成 24 年度小平・村山・大和衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者【小林正則】 皆さん、おはようございます。ただいま上程されました議案第 11 号につきまして、説明を申し上げます。

施設対策につきましては、主なものといたしまして、施設の機能維持を図るための定期的な補修工事のほか、3 号炉ごみピット内壁補修工事、4・5 号炉ガス冷却灰排出設備改善工事などを行い、信頼性と安定性の向上に努めてきたところでございます。

3 市共同資源化事業につきましては、組織市及び組合の 4 団体による協議を重ねるとともに、住民説明会を開催したところでございます。

平成24年度のごみ投入実績は、前年度と比較いたしますと、可燃ごみは285トンの増、不燃ごみ・粗大ごみは182トンの減、全体で103トンの増量となりましたが、いずれも適正処理が図られたところでございます。今後とも、環境に配慮しながら、安定稼働と適正な処理を行ってまいりたいと存じます。

本案は、去る10月22日に監査委員の審査を受けておりますので、その意見を添えまして、ご認定を賜りたく提案を申し上げますのでございます。具体的な内容につきましては事務局長が説明をいたしますので、よろしくご認定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長【森田憲二】 事務局長。

○事務局長【水口篤】 それでは、お手元に平成24年度小平・村山・大和衛生組合一般会計歳入歳出決算書、及び平成24年度小平・村山・大和衛生組合一般会計決算附属書類を配付してございますので、こちらでご説明を申し上げます。

まず決算書に沿いましてご説明を申し上げます。決算書を2枚おめくりください。歳入の決算状況でございます。ここでは合計額をもとにご説明をいたします。表の下段、歳入合計の欄をごらんください。

歳入合計は予算現額の15億3,233万7,000円に対しまして、調定額及び収入済額がともに15億3,520万1,219円となりました。不納欠損額、収入未済額はございません。予算現額と収入済額との比較につきましては286万4,219円の増となりました。

ページを1枚おめくりください。歳出の決算状況でございます。

表の下段、歳出合計欄をごらんください。予備費を含めた歳出合計は、予算現額の15億3,233万7,000円に対しまして、支出済額が14億

8,681万4,468円となり、不用額は4,552万2,532円となりました。執行率は97.0%、予備費を除いた実質の執行率は98.4%で決算をしてございます。

ページを1枚おめくりください。左のページは、ただいま申し上げました歳入総額・歳出総額と差引残額を記載したものでございます。差引残額の4,838万6,751円は平成25年度に繰り越しをいたします。

続きまして歳入歳出の内容につきましてご説明をいたします。ページを2枚おめくりいただき、1ページ、2ページをごらんください。

歳入でございます。別にお配りしてございます決算附属書類の9ページ、10ページに具体的な内容を記載してございますので、あわせてごらんください。

まず1款分担金及び負担金でございます。分担金の総額は、ごみ処理事業の運営経費と施設整備基金積立金との合計から算出をされており、各市の負担割合は10%が均等割、90%が平成22年度のごみ搬入量の割合から算出をしたものでございます。

次の2款使用料及び手数料、1項1目総務使用料は、組合敷地内に設置してございます東京電力の電柱、東京ガスのガス管防食装置及び飲料自動販売機設置等の用地使用料でございます。

次の3款財産収入、1項1目利子及び配当金は、職員退職手当基金、財政調整基金及び施設整備基金の積立金利子でございます。債券及び定期預金での運用を行ってございます。当初予算1,772万7,000円のところ、有利な預金への預け替え、債券での運用に対する利子の増収があったために、130万1,000円の増額補正をいたしました。収入済額は1,902万9,646円でございます。

次に、4款繰入金でございます。1項1目財政調整基金繰入金では、当初予

算で8,797万4,000円の繰り入れを予定しておりましたが、次の5款繰越金の増及び6款諸収入のうち雑入の増、並びに歳出におけます総務費及び塵芥処理場費の減等により、4,409万3,000円の減額補正をいたしました。

2目職員退職手当基金繰入金は、定年退職者1名の繰入金でございます。

次に、5款繰越金でございます。平成23年度歳計剰余金の確定に伴いまして、996万円の増額補正をいたしました。

次に、6款諸収入でございます。1項1目組合預金利子は、歳計現金から生じた利子でございます。

次のページに入りまして、次の2項1目雑入につきましては、アルミくず、鉄くず等の売り払い収入でございます。当初見込んでいました価格を上回る価格で売り払いができたことなどにより、472万2,000円の増額補正をいたしました。

以上が、歳入の内容でございます。

次に、決算書の5ページ、6ページをお開きください。

歳出でございます。ここでは、決算書に沿いまして、当初予算額及び補正予算額などを中心に説明を申し上げます。決算附属書類に記載の具体的な事業内容及び成果につきましては、後ほどご説明をいたします。

初めに、1款議会費でございます。議会の運営等に要する経費でございます。

次に、2款総務費、1項1目一般管理費は、職員の給料・手当等の人件費及び事務執行に要します経費等でございます。当初予算2億175万7,000円のところ、人事異動等による変動分を精査したことなどにより1,060万4,000円の減額補正をいたしました。

2目財産管理費でございます。施設の運営・管理に係る保険料、各種基金への積立金、並びに小平市への借地料が主な内容でございます。当初予算2億945万7,000円のところ、財政調整基金への積み立ての増などにより

267万5,000円の増額補正を行いました。

25節積立金は、職員退職手当基金、財政調整基金及び施設整備基金の積立金とその利子でございます。

次に、7ページ、8ページをお開きください。3目公平委員会費は、共同設置しております東京都市公平委員会の負担金でございます。

次の2項1目監査委員費は、主に監査委員の報酬でございます。

3項1目余熱利用施設費でございます。こもればの足湯の運営に伴います光熱水費、建物損害保険料、施設維持管理業務委託費等でございます。

次に、3款塵芥処理場費、1項1目塵芥処理総務費は、業務課職員の旅費、研修参加費、小平市への地域環境対策負担金等でございます。

次に、2目塵芥処理維持管理費でございます。施設の修繕・工事、最終処分場への焼却残渣と不燃物の運搬業務委託、ごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設の運転業務委託、電気料等の光熱水費、各種原材料費など、ごみ処理業務全般の運営・維持管理に要した経費でございます。当初予算9億3,514万4,000円のところ、委託料、工事請負費及び原材料費で契約差金が生じたことなどによりまして、1,973万4,000円の減額補正を行いました。

4款公債費でございます。次のページにかけてでございますが、全部で6件の記載について、当初見込んだ額を予定どおり償還をいたしました。内容につきましては後ほどご説明を申し上げます。

次に、5款予備費でございます。予備費からの支出はございませんでした。

ページを1枚おめくりください。実質収支に関する調書でございます。右の11ページは、冒頭でも申しあげました歳入歳出の総額と、歳入歳出差引額等を記載したものでございます。実質収支額の4,838万6,751円は翌年度に繰り越しをいたします。

次に、ページを1枚おめくりいただき、12ページをごらんください。財産

に関する調書でございますが、公有財産の（１）土地、及び（２）の建物ともに、平成２４年度での増減はございませんでした。

次に、１３ページをごらんください。上段の表、物品については、平成２４年度での増減はございませんでした。下段の表、基金につきましては、各基金への積み立てを行い、職員退職手当基金及び財政調整基金では、繰入金として支出をいたしました。

次に、決算附属書類に沿いまして、平成２４年度の主な事業及び成果のご説明を申し上げます。決算附属書類の１１、１２ページをお開きください。

（１）のごみ処理事業でございますが、３市から日々搬入されます可燃ごみ、不燃・粗大ごみ等の処理を行うとともに、アルミなどの金属類につきましては再資源化を行いました。

（２）の施設対策におきましては、施設の機能維持を図るための定期的な補修工事のほか、３号炉におきましてはごみピット内壁改修工事、ストーカ駆動装置補修工事、また４・５号炉におきましてはガス冷却灰排出設備改善工事、ごみピット投入扉更新工事などを行いました。また、粗大ごみ処理施設におきましては、破砕機ローターの肉盛り、破砕機グレートバー取りかえ工事などを行っております。

右のページ、（３）の余熱利用施設では、より利用しやすい施設にするために改修工事を行いました。平成２４年度の足湯利用者は、推計ですが８万３,０００人程度でございました。

（４）の３市共同資源化事業におきましては、３市共同資源化事業に関する会議を開催し、協議を行いました。また、住民説明会を、組織市３市及び組合で８回開催をいたしました。

（５）その他の事業といたしましては、地域の方々との「連絡協議会」の開催、えんとつフェスティバルの開催、広報紙「えんとつ」の発行などを行いま

した。

次に、13ページをお開きください。ページの下段、過去3年の搬入状況の表をごらんください。

表の下段、合計の欄に搬入量が記載してございます。右の合計欄でございますが、平成24年度は7万4,240トンほどで、平成23年度の7万4,137トンに比べ103トンほどの増加をしてございます。

次にページを2枚おめくりいただき、15ページ、16ページをごらんください。

1款議会費でございまして。議会の開催は、定例会を2回、臨時会を2回開催いたしました。

2款総務費でございまして。職員関係経費では、職員の給料等を支払うとともに、職員健康診断、職員研修などを行いました。

広報啓発事業では、広報紙「えんとつ」の発行、施設見学の受け入れなどを行いました。

次に、17ページ、18ページをごらんください。

住民協議機関の運営では、施設周辺にお住まいの方々と衛生組合との意見交換・連絡調整の場としての連絡協議会を開催いたしました。

地域共生事業では、えんとつフェスティバルの開催に伴い、補助金の交付を行いました。

中段の財産管理事務でございまして。施設等維持管理のため、清掃業務、警備業務、及び場内植栽業務を委託し、また、機器等保守整備のため、消防設備法定検査業務、エレベーター保守点検業務、及び電話交換機等保守点検業務を委託を行いました。

また、小平市から借りております土地の、土地借り上げ料の支払いを行いました。

次に、各基金管理運用事務でございます。職員退職手当基金、財政調整基金、及び施設整備基金につきまして、有価証券または定期預金によりまして、管理運用を行いました。

次に、監査委員費の出納検査及び決算審査でございます。出納検査は3回、決算審査を1回実施をいたしました。

次に、19ページ、20ページをごらんください。足湯施設の管理運営でございます。平成24年度は、推計で8万3,000人ほどの方にご利用をいただいております。ボランティアによる植物の栽培、また花壇の設置、また施設の改修では石張り工事、南側フェンス取りかえ工事などを行い、また倉庫用木材キット、消毒用噴霧器の購入を行いました。

次に、3款塵芥処理場費でございます。地域環境対策負担金でございますが、衛生組合周辺地域の環境整備を目的に、小平市へ負担金の支払いを行いました。

次に、ごみ処理事業でございます。20ページ中段の表にございますとおり、ごみ処理施設の定期補修工事のほか、3号炉ではごみピット内壁補修工事、ストーカ駆動装置補修工事、また4・5号炉におきましてはガス冷却灰排出設備改善工事、ごみピット投入扉更新工事などを行いました。

下段の表の需用費、(1)消耗品費、1枚おめくりいただきまして22ページの(2)燃料費、(3)光熱水費につきましては、ごみ処理事業に関連する諸経費の内容でございます。

中段の表、3委託料をごらんください。処理・処分等委託料は、焼却灰及び破碎不燃ごみの最終処分場への運搬が主な内容でございます。

施設等維持管理委託料は、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設等のプラント運転が主な内容でございます。

以上が、平成24年度の主な事業及び成果でございます。

次のページ以降は各種の参考資料でございます。25ページ、26ページを

お聞きください。組合債の状況でございます。

上段の表をごらんください。左端に起債の目的欄がございます。現在の起債は、ここに記載してございます6件でございます。このうち平成24年度償還額は、元金と利子と合わせまして、合計1億6,181万6,556円でございます。未償還額につきましては、右のページになりますが、合計で2億1,858万2,904円でございます。

25ページの下段の表は、借入額、年利率、借入先等の一覧でございます。

以上が、平成24年度小平・村山・大和衛生組合一般会計歳入歳出決算の内容でございます。よろしくお願いたします。

○議長【森田憲二】 提案説明が終わりました。これより質疑に入ります。

中野議員。

○6番【中野志乃夫】 1点だけ確認させていただきたいのですが、決算の附属書類の10ページに、雑入の中に放射能測定に要した費用の賠償金で129万7,800円というのが出ていますが、これは、ちょっと私が聞き漏らしたのか、東京電力のほうからこれが入ってきたと理解してよろしいのですか。

これはあくまでもこの組合に対してということだと思っておりますが、ほかの市町村で東京電力からそういう賠償金が入ったというのはあまり聞いたことがなかったものですから、これは何か特別にこういうことで入ったとか、ちょっとその経過を教えてください。

○議長【森田憲二】 藤野総務課長。

○総務課長【藤野信一】 雑入の放射能測定に要した費用の賠償金ということで質問がございました。これは昨年度、東京電力に組合から請求いたしまして、震災が起きた月から24年3月までの分で請求しております。去年の秋に歳入しております。

○6番【中野志乃夫】 請求した額、そのとおりが全部賠償金として払われたのですか。ちょっとその点だけ教えてください。

○総務課長【藤野信一】 請求した金額全てが歳入されております。

○議長【森田憲二】 虻川委員。

○1番【虻川浩】 決算書の7ページ、8ページの歳出の不用額についてお尋ねいたします。塵芥処理維持管理費の不用額で2,200万ほど出ているようですが、これは全般の維持管理というご説明でしたが、この不用額の中身というものをもう少し説明を加えていただければと思います。

○議長【森田憲二】 小暮業務課長。

○業務課長【小暮与志夫】 歳出の不用額につきましてご説明させていただきます。維持管理費で2,200万円ほど歳出の不用額が出ておりますが、詳しく説明をさせていただきますと、まず需用費が1,200万円ほど不用額となっております。この内訳は、電気料金が530万円ほど、それから修繕費で340万円ほど、それから機械用の消耗品で230万円ほど不用額が出ております。

もう1点大きいところで、工事請負費が900万円ほど不用となっておりますが、こちらは緊急故障対策費が、緊急の工事が少なかったということで、ここが不用額となっております。

○議長【森田憲二】 須藤議員。

○10番【須藤博】 過去にも報告があったかと思うのですが、最近、放射能の部分で、この広域処分場のほうに持ち込む灰について、どのような値になっているか、どう評価されているか、その辺をお知らせください。

それから、細かい部分で伺いたいのは、決算書の5ページの財産管理費のところに委託料がございます。これはどこに対する委託ということなのか伺います。内容ですね。

それから7ページの下のほうに、塵芥処理維持管理費、この右のほうに、節

のところに公課費がございます。これについてのご説明をお願いいたします。

○議長【森田憲二】 小暮業務課長。

○業務課長【小暮与志夫】 まず放射能の測定に関してのご質問にお答えさせていただきます。広域処分場に埋め立てをする灰について、放射能は測定してございます。処分場のほうは8,000ベクレルを超えますと受け入れができないということで、地元の協定が結ばれております。これに対して測定をしております。2種類測定しております、主灰と飛灰固化物、これはバグフィルターからとれた灰ですが、2種類測定しております。

主灰につきましては、セシウム134とセシウム137の合計値となりますが、測定を開始した当時は400ベクレル程度です。現在は30とか40といった数字となってきてございます。飛灰固化物に関しましては、同じくセシウム134と137の合計になりますが、測定を開始した当初は2,000ベクレルほどございました。現在は400ベクレル程度となっております。

それから、7ページ下のほう、公課費についてですが、こちらにつきましては健康被害の補償等に関する法律というのがございまして、こちらの法律に基づきまして支払いをしている汚染負荷量賦課金というものとなっております。

○議長【森田憲二】 藤野総務課長。

○総務課長【藤野信一】 それでは、一般管理費の委託料につきましての細かい内容ですが、主な大きい金額を申し上げますと広報紙印刷業務委託、全域版・地域版及び配布業務がありますが、合わせまして広報紙が一番大きな内容でございます。細かいものと、職員の健康診断委託料、あるいは給与計算システムの保守委託料といったものがございます。

○10番【須藤博】 放射能についてはわかりました。十分クリアしているということですが、あと、エコセメント事業については、さらに濃縮されるというような、あるいは製造工程で放射能被害が出るというような住民の話も聞いて

たことがあるのですが、その辺では何か情報は入っていませんか。

○業務課長【小暮与志夫】 エコセメント施設に関してですが、データの測定は毎月実施しております、データに関して組合のほうに毎月報告が来ておりますが、基準をオーバーするような数値は出ていない状況でございます。

○10番【須藤博】 はい、わかりました。では、附属書類のほうで伺いますが、3ページ、丸い表がございます。そこに特定財源として4,921万円ございます。これはどういうことなのか、中身を教えてください。

それから4ページに、やはり扶助費というのが人件費の中にごございます。どうして扶助費が発生するのか、その辺について教えてください。

それから、同じ附属書類の最後の資料のところ、資源物回収状況がありますが、鉄、アルミ、焼鉄等ございますが、あとの金属類はどうなっているのでしょうか。例えば銅などもあるかなと思っているのですが、そういったものは回収対象にはほとんどならない、微量ということで埋め立てのほうに回るのか、灰になってしまうのか、その辺はどうなっているのか。

○議長【森田憲二】 藤野総務課長。

○総務課長【藤野信一】 特定財源の4,921万円の内訳でございますが、例年ですと一番大きいのは財産収入、基金の運用収入がほとんどを占めております。財産収入が1,900万円ほど入っておりますが、その分につきまして、特定財源の分類になっております。

また、これは例年あまりないのですが、職員の退職手当繰入金というのがございます。職員退職手当基金から3,000万円ほど繰り入れしておりますので、その分を合計しますと約4,900万円となります。

それから歳出の扶助費について、119万円ほどの歳出がありますが、これは以前は職員手当の中に児童手当というのがございまして、人件費に入っておりました。それが総務省の指導で扶助費に振り分けなさいということになりま

したので、扶助費のほうに分類されております。

○議長【森田憲二】 小暮業務課長。

○業務課長【小暮与志夫】 銅の行方ということでございますが、不燃ごみで入ってきました銅の細かいものは、破碎後、選別機で除かれまして、埋め立てのほうに回っていく状態でございます。

○10番【須藤博】 銅については、売り払えるほどの量がないということになるのでしょうか。

○業務課長【小暮与志夫】 量的にもそういうことでございますが、非鉄金属で比較的重いものですから、破碎選別の中で機械で選別ができない状況になってございますので、不燃の埋め立てのほうに回っているということでございます。

○10番【須藤博】 銅というのは、量が少なくても、たしか売れば高価かなと思うのですが、何か手選別の余地はないものなのですか。

○業務課長【小暮与志夫】 破碎後、機械で選別をしておりますが、磁力選別機とアルミ選別機がございますが、いずれにしても銅はその時点で機械で取り除くことが難しくなっておりますので、別にこれを分けるということはちょっと難しいかと思えます。

○議長【森田憲二】 中間議員。

○7番【中間建二】 何点かお尋ねいたします。まず、附属書類のほうの29ページに、ごみ中間処理原価の推移と出ておりますが、これが原価が落ちていく要因について、ご説明をいただきたいと思えます。

それから、決算書のほうでは、最後の13ページのところで、施設整備基金の設置目的と、今年度、24年度についても積み増しができているわけですが、最終的な目標額について、どうなっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長【森田憲二】 藤野総務課長。

○総務課長【藤野信一】 まず29ページのごみ処理の原価についてでございますが、今年度、若干減って、可燃ごみが457円減っております。不燃ごみも991円減っておりますが、これにつきましては投資的経費として、減価償却費というのがございます。そういった経費が減っているというのが大きな要因でございます。

それから、施設整備基金の設置の目的でございますが、これは平成33年度の焼却施設の更新、あるいは粗大ごみ処理施設の更新といったものにつきましての財源でございます。

○議長【森田憲二】 中間議員。

○7番【中間建二】 施設整備基金のほうですが、33年度の焼却炉の更新等を見据えてということですが、具体的に現状でその更新費用のめどというか、どれぐらいの金額を想定しながら、この施設整備基金の中ではどこまで積み増しが必要だということで目標を持ってやっていらっしゃるのかについてお願いいたします。

○議長【森田憲二】 藤野総務課長。

○総務課長【藤野信一】 施設整備基金につきましては、平成33年まで積み立てるものがございますが、施設整備の財源としては国の交付金、起債、それらを除きました一般財源がございます。その一般財源の目標額が約29億円でございまして、その内訳といたしましては、焼却施設及び粗大ごみ処理施設の更新、それから既存施設の解体費用に充てる予定でございます。

現在、約17億円ほど残高がございます。目標額29億円に対しまして、約60%ほどに達しております。

○7番【中間建二】 その、更新に必要な29億円という一応の想定があり、それを全てこの整備基金で積み立てていくということによろしいですか。

○総務課長【藤野信一】 施設整備基金は平成15年度から積み立てをしてお

ります。毎年1億5,300万円を計画的に積んでいるわけですが、その目標額に対しまして、全額基金で対応するという状況でございます。

○7番【中間建二】 整備基金のほうはわかりました。当然、将来的な更新が必要ですので、適正な積み立てが必要だということは理解をいたしました。

もう1点、附属書類のほうの12ページで、3市共同資源化事業の住民説明会の開催の件が掲載されておまして、決算上はたしか毎回塵芥処理場費でやっていたかと思えます。これまでの経緯については前回やりましたので今回は行いませんが、この中で、24年度住民説明会を開催した中で、施設のハード面の話が十分先行しているように受けとめているのですが、本来的には、どう3市でごみの減量化を図っていくのか、減量化を図った先にどういう施設が必要なのかということで、この3市共同資源化事業ということが進んできたかと思えますが、この24年度の説明会の中でも、今の状況も含めてハード面の話が十分先行した中で、ソフト面での3市の基準の統一というのがなかなか見えてきていないのではないかと私は受けとめてきているのですが、この24年度の中ではどのような調整が図られてきているのか、現状についてご説明をいただきたいと思えます。

○議長【森田憲二】 木村計画課長。

○計画課長【木村西】 24年度におきまして、いわゆるソフト面の検討の内容でございますが、共同して資源物の処理をする品目、これを2品目とするというような調整や、あとは定量的なデータをそろえて4者で協議をしていくというような部分を検討してまいりました。

これに基づきまして、定量的なデータを示すというのは、この25年度で再度また続けて協議をしていきたいと思っております。

○7番【中間建二】 今、ちょっと答弁の調整で窮していたようですが、やはりこれまでの24年度での事業展開の中においても、また過去の組合が行った、

組合が主催をした3市の市民代表を交えた市民懇談会の状況等を踏まえても、施設のハード面のあり方についてもなかなか一致を見ていないわけですが、やはりその前段のソフト面の、どうやってごみの減量化をしていくのか、その先にどういう施設が必要なのかというところそのものも、現状ではなかなか一致ができていない、見えてきていない、そういう状況の中でこのハード面の整備、施設のあり方ということが先行しているから、なかなか広く住民にも理解をされないし、結果的に進まないのだろうと私は理解をしております。

これは25年度以降になります、東大和市で今、家庭ごみの有料収集ということで方針案が示されている中で、26年度にそういうことができるかどうかというところに来ているわけですが、例えばこういうこと一つにしても、本来的には3市でこのごみ共同処理を行って、中間処理を行っていく中で、どうやって減量化を図っていくのか、実はその一番大きな成果が上がっているのは、間違いなく、多摩のどの地域を見ても21市が有料化をしている中で、家庭ごみの有料化一つにしても、本来的には3市が足並みをそろえて減量化していくというところから始まらなければ、もともとの焼却施設の更新というもの、どれだけそこにごみの処理量が必要なのかというところが決まらないと更新の手術が行かないのだという前提で、ずっと積み重ねた議論もあることを考えますと、そのソフト面の3市の明確な共同歩調がないのに、施設面のあり方、ハード面のあり方というのが本来的には決まっていなくて、私はそういうふうには理解しておりますし、だからこそ進まないのだと思っているのですが、この点について、再度ご認識を伺いたいと思います。

○議長【森田憲二】 水口事務局長。

○事務局長【水口篤】 3市共同資源化事業の中の、いわゆるソフトとハードという言い方をしておりますが、ソフトの部分につきましては、平成22年に一定の方向性をまとめてございまして、廃棄物の資源化の品目が不一致である

だとか、あるいは汚れているものや汚れていないものの集め方が違うとか、あるいは軟質のプラをどういうふう処理しているかとか、そういう不一致のところがございますが、そこは、そのときに全部片づいたわけではございませんが、一つの方向に向けて、先ほど議員さんがおっしゃったように、施設の前にソフトの部分がきちんと統一されて、それをもつてのハードの部分ということになりますので、そこは特におくれているということではございませんが、資源化施設のほうが大分行き先が不透明な部分がございますので、その部分を、このところは一生懸命やっておりますが、決して資源化基準の統一といったソフトの部分についてないがしろにしているということではございません。

これは今、家庭ごみの有料化のこともございましたが、組織市がそれぞれ考えていただく部分もございますが、最終的に中間処理施設として私どものほうに入ってくるわけでございますので、そこは、これで少し資源化施設のほうのことも方向性が出ましたので、改めてまたそのソフトの部分も、これから検討していくということでご理解いただきたいと思います。

○7番【中間建二】 本来的には資源化、減量化の3市の歩調が合って初めて共同処理ということがその先に見えてくるのだと思いますので、24年度決算でそこまで行っていないということでございますので、当然のことながら、25年度、26年度という中で、やはりその資源化、減量化の内容の一致、ソフト面の一致ということをきちっと3市で歩調が合っていくことを期待しております。

○議長【森田憲二】 尾崎議員。

○5番【尾崎利一】 決算書の13ページで、財政調整基金の残高は減少しているわけですが、この間、毎年財政調整基金がどんどん積み上がってくるという状況の中で、分担金を減らしたということが財政調整基金が減り始めている

という状況に結びついていると思いますが、これは、財政調整基金の額としては課題だというか、多過ぎるという判断、もしくはこの程度で十分だという判断があって分担金を減らし、その結果財政調整基金残高が若干ですが減り出しているという理解でいいのかどうかということが1点です。

それから、附属書類の13ページで、業務実績で過去3年の搬入状況というのが出ています。それで、私はごみの有料化が単純に減量に結びつくという考えではありませんので、それは言うておきますが、ここへ来て搬入量が、可燃ごみ、それから不燃ごみ、不燃粗大ごみ、合計量でふえてきているという状況がこの表で、市ごとのアンバランスも含めてありますが、このふえている状況の要因がどこにあるというふうに分析されているのか。

これは、ふえているということは好ましくないと認識していると思いますが、これを減量に向かわせるという点でどういう課題があると。これは各市ごとにも違うかもしれませんが、衛生組合としてここに持ち込まれるわけですが、どういう課題があると考えているのか、そこら辺を伺います。

それから、附属書類の17ページ、18ページのところで、基金の管理運用事務ということで出ていますが、預貯金のほかにも有価証券等の積み立てということで書かれていますが、元本が保証されないようなリスクのある財産管理は望ましくないと思いますが、そういうものがあるのかなのか。前はたしかないというご答弁をいただいていると思いますが、24年度についてはどうなのか伺います。

○議長【森田憲二】 藤野総務課長。

○総務課長【藤野信一】 初めに、財政調整基金の考え方ですが、平成24年度から25年度にかけて、毎年1億円ずつ分担金を減らしてまいりまして、その分財政調整基金の取り崩しをしてまいりました。では財政調整基金は幾らぐらいが適正かというご質問でございますが、例えば急に焼却炉が停止した場

合などを想定しますと、やはり 3 億円から 4 億円程度が必要ではないかと考えております。

それから、有価証券の運用のことですが、今現在、国債と政府保証債で運用しておりまして、元本保証がありますので、安全な資産として保有しているところでございます。

○議長【森田憲二】 小暮業務課長。

○業務課長【小暮与志夫】 ごみ量の件でございます。詳しく見えますと、小平市と東大和市はそれぞれ減量されていまして、武蔵村山市が増加している状況でございます。

自治調査会の多摩地区全体の 24 年度の統計からしますと、全体では 0.7% 減少ということになってございまして、小平市と東大和市に関してはおおむねそれ以上の数値が出ているのかなと思います。武蔵村山市でございますが、現在、村山団地の建てかえで人の移動に伴いましてごみが発生したものと考えられると聞いております。武蔵村山市とまた調整しながら、経過を見ていきたいと思っております。

○議長【森田憲二】 ほかにご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【森田憲二】 質疑を終了することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【森田憲二】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【森田憲二】 討論なしと認めます。

直ちに採決いたします。日程第 4、議案第 11 号 平成 24 年度小平・村山・大和衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり認定

することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【森田憲二】 挙手全員。よって本案は原案のとおり認定することに決
定いたしました。

日程第5 議案第12号 平成25年度小平・村山・大和衛 生組合一般会計補正予算(第2号)

○議長【森田憲二】 日程第5、議案第12号 平成25年度小平・村山・大
和衛生組合一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小林管理者。

○管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第12号につきまして、
説明を申し上げます。

本案は、ただいまご認定をいただきました平成24年度一般会計歳入歳出決
算剰余金が確定いたしましたことにより、補正を行うものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,419万4,000円を追加し、
歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億4,958万1,000円とするものでご
ざいます。

歳入につきましては、4款繰入金を減額し、5款繰越金を増額するものでご
ざいます。

歳出につきましては、2款総務費を増額するものでございます。

補正の内容につきましては、事務局長が説明いたしますので、ご決定賜りま
すよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長【森田憲二】 水口事務局長。

○事務局長【水口篤】 それでは、平成25年度小平・村山・大和衛生組合一

一般会計補正予算（第2号）のご説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の表紙を1枚おめくりください。

右のページ、第1条に記載がございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,419万4,000円を追加し、予算総額を15億4,958万1,000円とするものでございます。

ページを1枚おめくりください。左のページ、歳入でございます。

まず、5款繰越金をごらんください。補正前の額の欄にございます2,000万円は、24年度の剰余金として繰り越しを予定していた当初の歳入額でございます。

一方、剰余金の確定額は4,838万6,751円でございますので、当初予定額の2,000万円と、確定額の4,838万6,751円との差、2,838万6,751円を追加するものでございます。補正額につきましては、1,000円未満を切り捨てた2,838万6,000円を計上いたしました。

次に、右のページをごらんください。歳出でございます。

総務費では、総務管理費で24年度の剰余金を財政調整基金へ積立金として支出をするものでございます。

ただいま歳入でご説明いたしました繰越金の補正額4,838万6,751円の2分の1の額、2,419万3,376円を積み立てることとなります。補正額といたしましては、1,000円未満を切り上げ、1,419万4,000円を計上してございます。

左のページに戻りますが、4款繰入金につきましては、歳出の補正額合計1,419万4,000円と均衡させるために、基金からの繰入額を減額したものでございます。

以上が、平成25年度一般会計補正予算（第2号）の内容でございます。

よろしく願いいたします。

○議長【森田憲二】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【森田憲二】 質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【森田憲二】 それでは質疑を終了いたします。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【森田憲二】 討論なしと認めます。

直ちに採決いたします。日程第5、議案第12号 平成25年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算(第2号)、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【森田憲二】 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6 議案第13号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

○議長【森田憲二】 日程第6、議案第13号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小林管理者。

○管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第13号につきまして説

明を申し上げます。

本案は、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合に、平成25年7月16日付で多摩六都科学館組合から、地方公務員災害補償法の規定に基づく議員の公務上の災害または通勤による災害に対する補償に関する事務を共同処理したい旨の加入の依頼があり、平成26年4月1日から加入すること、また平成25年8月26日付で阿伎留病院企業団より、阿伎留病院組合の経営形態の見直しに伴い、本年8月1日付で阿伎留病院企業団への名称変更の申し出があったこと、及び用語の整備に伴い、共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の一部改正について提案をするものでございます。

以上が本案の内容でございます。

○議長【森田憲二】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【森田憲二】 質疑を終了することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【森田憲二】 それでは質疑を終了いたします。

討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長【森田憲二】 討論なしと認めます。

直ちに採決いたします。日程第6、議案第13号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【森田憲二】 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 7 議案第 1 4 号 東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について

○議長【森田憲二】 日程第 7、議案第 1 4 号 東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小林管理者。

○管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第 1 4 号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、東京都市公平委員会に、平成 2 5 年 9 月 1 8 日付で三鷹市及びふじみ衛生組合から、今後公平委員会の専門性と安定的な審査体制を確保し、さらなる職員の権利利益の保護と公平公正な人事権行使の保障を図るため加入の依頼があり、平成 2 6 年 4 月 1 日から加入することに伴い、共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の一部改正について提案するものでございます。

以上が本案の内容でございます。

○議長【森田憲二】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【森田憲二】 質疑を終了することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【森田憲二】 それでは質疑を終了いたします。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【森田憲二】 討論なしと認めます。

直ちに採決いたします。日程第7、議案第14号 東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【森田憲二】 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8 陳情第1号 市民参加の施設検討委員会設置に関する陳情

○議長【森田憲二】 日程第8、陳情第1号 市民参加の施設検討委員会設置に関する陳情を議題といたします。

本案は、8月18日に当組合議会に提出され、受理したものでございます。

陳情内容につきましてはお手元の陳情第1号のとおりでございます。

陳情の要旨を朗読させます。藤野総務課長。

○総務課長【藤野信一】 陳情第1号を朗読いたします。

件名、市民参加の施設検討委員会設置に関する陳情。

提出者、小平市学園西町1-6-3、三市ごみ連絡会代表 高梨孝輔ほか2名。

要旨、1. 小平・村山・大和衛生組合、以下 小村大 と略 は、小平市、武蔵村山市、東大和市と協議の上、早急に市民参加の施設検討委員会をつくって、施設の立地、必要性、施設計画について十分な論議を尽くすよう、主導的な役割を果たしてください。

2. 施設検討委員会においては、市民が行政と同じスタートラインに立てるように、行政は積極的に全ての情報を市民に公開してください。

陳情理由等。

廃棄物処理施設の建設、建てかえ、運営が順調に推移しているかどうかは、日々ごみを排出する市民として大きな関心を払わざるを得ません。2007年3月、小村大が公表した3市共同資源化等に関する調査報告書によれば、2021年度までに、①3市共同資源化施設の整備、②不燃・粗大ごみ処理施設の更新、③焼却施設の更新を目指としています。

この調査報告書が発表されてから既に6年が過ぎています。①の3市共同資源化施設に関しては、基本構想策定のために組まれた予算が3年連続で使われることなく終わりました。原因は、東大和市暫定リサイクル施設のある東大和市駅周辺は新しいマンションが建ち並び、住民からVOC、いわゆる揮発性有機化合物を初めとする有害物質による健康への不安と、騒音、振動、交通渋滞などの環境悪化のおそれから反対運動が起こったからでした。東大和市も2010年6月に、施設建設の受け入れは不可能と表明しました。

ところが、2012年11月に小平市などから代案を出すように迫られた東大和市は、当初計画の6品目ではなく、ペットボトルと容器包装プラスチックの2品目に限り受け入れを表明し、計画が再度浮上してきました。

一連の経過を見ると、鍵となるポイントは、住民が全く知らないうちに東大和市の暫定リサイクル施設が3市共同資源化施設の予定地として発表されたことにあります。なぜそのような施設が必要なのか、なぜそこが予定地なのか、その説明が事前になされていないのです。廃棄物処理施設の建設に当たって、住民との合意形成の第一歩で食い違いが生じたと言うべきですが、老朽化施設の更新計画が急がれる今でも、行政として十分説明して、住民に納得してもらう必要があります。

ことし2013年2月から3月に行われた4団体、つまり小村大と3市の説明会では、「住民の理解を得ながら事業を進める」と表明したが、その後の3市共同資源化推進本部の会議では、4団体の出席者全てが、「住民の理解を得たと

は言いがたい状況にあることは4団体の共通の理解」と本部長の発言としながら、「必要な施設なので推進する」と決めた。これは市民の信頼を裏切るものと言わざるを得ません。

ここで想起されるのは、焼却施設の建設、建てかえに関する行政と市民の合意形成に真剣に取り組んだ武蔵野方式です。武蔵野市では、1979年、クリーンセンター建設特別市民委員会が設置されました。委員は四つの候補地の周辺住民12名、一般市民12名、専門家11名の35名。委員の数の多さと反対運動をしている自治会の代表を入れて、焼却施設をどこにつくるのかという立地問題から協議を始めているのが注目されます。1年後、市役所の隣の市営グラウンドに建設が決まり、1984年にクリーンセンターが稼働を開始しますが、市は武蔵野クリーンセンター運営協議会を発足させ、市民との対話を通じて相互の信頼の醸成を図っていきます。

その積み重ねがあって、現在、新武蔵野クリーンセンターへの建てかえについても、市民参加の施設基本計画策定委員会と、施設・周辺整備協議会がつけられ、事業を進めています。長年、市民の立場でこれらの委員を務めた人が言ったのは、「行政と市民がスタートラインを同じにすること」という言葉でした。行政はさまざまな情報を持っています。それを市民に積極的に提供して、同じスタートラインに立って協議すること、それが肝心かなめだということです。

小村大においても、この武蔵野方式を参考にして、市民参加の施設検討委員会をつくって、三つの施設の立地、必要性、施設計画について十分な討議ができるよう、仕組みをつくっていただきたい。一見迂遠に見えても、そのほうが早道であると確信します。

以上です。

○議長【森田憲二】 朗読が終わりました。質疑に入ります。

中間議員。

○7番【中間建二】 私は、この陳情内容については至極もったもな内容だと理解をしております。その上で、先日、組合のほうから議員宛に3市共同資源化事業にかかわる施設周辺住民との協議機関の設置についてということで情報提供をいただきました。既に組合として、この周辺住民との協議機関について設置をされるということでの方針が表明されたと受けとめておりますが、当然のことながら、こういう協議機関を設置するということについては、この陳情の要旨に含まれているような2点の内容について、組合と地域住民とがしっかりと情報公開をしながら胸襟を開いて話し合いをしていくということで、組合としても方針を明確に持っていらっしゃるということで理解をしいいかどうか、この点について組合のほうのお考えを伺いたいと思います。

○議長【森田憲二】 木村計画課長。

○計画課長【木村西】 陳情では、組合は3市と協議の上、早急に施設検討委員会をつくり、施設の立地、必要性、施設計画について十分な議論を尽くすよう主導的な役割を果たすことと、市民が行政と同じスタートラインに立てるように積極的に情報を公開するという内容でございます。

住民との協議の場は情報提供をさせていただきましたとおりに設置をすることとなりますが、施設の必要性につきましては、老朽化する施設やプラスチックごみの処理を効率的に行うこと、あるいは拡大生産者責任の考え方に基きましてマテリアルリサイクルを推進することなど、また立地に関しましては組合の敷地内に集中することなく分散整備をすること、後処理の関係から組合にある程度近いことなど、これらの理由によりまして、既に合意された内容でございますので、丁寧な説明は引き続きさせていただきますが、協議することは難しいと考えてございます。

また、積極的な情報の公開に関する部分につきましては、3市あるいは組合のデータなど、必要な情報をより広く提供して共有しながら、丁寧な説明に努

めたいと考えています。

○7番【中間建二】 今の説明ですと、これ、協議機関にならないですよ。今回設置する会議体というのが。これは、これまでの一方的な組合なり3市4団体の説明会ではなく、周辺住民と協議機関を設けるということは、周辺住民の意見や意向を承りながら、当然のことながら、この組合としてどうしたいのかという方針はあって当然だと思いますが、それに対して一方的に組合のお考えのみを住民に理解をしてもらうための協議機関であれば、こんなの、設置する意味が何もないじゃないですか。

組合の方針は方針として、どういう内容であれば住民の理解が得られていくのか、その先に、仮に今、方針があったとしても、協議ですから、一方的な押しつけではこれは協議にならないわけですから、どういう内容、また仮に組合の方針がどういうふうに修正なり変更していけば住民の理解が得られていくのか、そういうところの視点というか幅がなければ、これは協議機関でも何でも無いというふうに私は思いますけれども、その点についてのご認識をもう一度伺いたいと思います。

○計画課長【木村西】 この2月、3月におきまして、住民の方への説明会をさせていただきまして、その中では、住民の理解が得られたとは言いがたいということになりましたが、この施設につきましては、先ほど申しあげました理由などによりまして、必要な施設であるというところから、8月20日には3市の市長、また組合管理者が出席をしまして、その説明をし、施設を建設する前提で丁寧な説明を尽くしていくという表明をさせていただいたところでございます。

この3市共同資源物処理施設は健康に影響がある施設ではないと考えておりますが、しかしながら、施設が建つことでの景観や搬出入車両もございまして、そういう意味での影響は施設周辺の方にはあるとは考えてございます。建

設に当たっての施設の姿や環境対策についての協議をしていく場であるというふうに考えております。

○7番【中間建二】 協議というからには、双方の意見があって、どういう内容であれば一致ができるのかというところを見出していくというスタンスがなければ、こんな機関を設置する意味は何もないわけですから、今、この段に来て、組合の中で前回の補正予算の中で東大和市の暫定リサイクル施設を想定地とした中で、東大和市の議員は反対しましたが、補正予算は通っているわけですから、そういう前提での予算執行がなされるということを考えますと、この立地そのものということに対しても、私はまだまだ地域的にも理解はされていとは思いませんが、少なくとも、その立地の問題にしても、必要性の問題にしても、また、今、組合がつくろうとしている基本構想の内容は、すなわち施設の計画ということにつながってくるかと思しますので、そういうものにしても住民の理解が得られるのかどうか、また理解を得ようとしてこういう協議機関を設置していくわけですから、一方的な説明では全くこの協議機関の意味をなさないと私は思います。

そういった意味で、私はこの陳情者が出されている陳情理由は、市民の側からすれば至極当然の陳情だと思いますので、組合議会の議員としては、この陳情を採択することできちっと衛生組合に対して陳情者が求めている主導的な役割を果たせるように、組合の議員としてこの陳情は採択すべきと考えております。

○議長【森田憲二】 尾崎議員。

○5番【尾崎利一】 私も、この陳情については足すことも引くことも何もない、そのとおりだというふうに同意していますが、まず、今、答弁があって、答弁の中で、施設の立地、必要性についてはもう決定済みだということで、これは協議の対象にならないという答弁がありました。

しかし、住民説明会の中では――住民説明会は3市の市長と衛生組合管理者という立場で答弁されたと思いますが、例えば尾崎東大和市長は、何が何でもごり押しするということではないのだと。市民の皆さんに理解していただくための資料を作成するのだという答弁があったはずで。

それを、ここへ来て、立地・必要性についてはただ説明するだけ、理解してもらっただけということでは、何のために住民に説明する資料をつくるのか。住民の疑問に答えていくのか。口ではごり押しではないと言いながら、それはごり押しだと言われても仕方がないと私は思います。

その点で、この協議機関の設置についてという事務連絡の中で、ごみ処理の状況等の説明、それから建設する施設の姿や環境対策等についての協議の場と書かれています。この、建設する施設の姿という中には、その立地や必要性も含めて、私は含まれ得る表現だと理解をしているわけです。

それで、4団体の主張として、施設の立地や必要性について主張する説明をする、それは当然あってしかるべきだと思いますが、それは協議の対象ではないのだという立場をはなからとってしまうということになれば、これは協議機関ではないではないかという中間議員の指摘はまさにそのとおりになってしまうと思いますので、4団体として主張することは主張するとして、きちっとそれを協議していくということにすべきだと思いますが、その点についての見解を再度伺います。

それからもう1点、この陳情理由の中で、武蔵野市の事例が書かれています。この事例を引いた上で、一見迂遠に見えてもそのほうが早道であるということで、徹底して市民参加を貫いていくということの中で、1年という短期間の中で計画を具体化した武蔵野方式が書かれています。これは、徹底して市民に依拠していけば道が開かれるという認識のもとに、こういう方式がとられたと考えるわけですが、このことについて、これは管理者に伺いますが、こうい

う考え方でやはり進めるべきなのではないか。この協議機関についても、そういう視点から取り組むべきではないかと思うのですが、この武蔵野方式についてのご意見も含めて伺いたいと思います。

○議長【森田憲二】 木村計画課長。

○計画課長【木村西】 先ほど、協議するに当たってはごり押しではなくというふうなお話もございましたが……。

○5番【尾崎利一】 話じゃなくて答弁ですよ。私の話じゃない。

○計画課長【木村西】 失礼いたしました。答弁があったということですが、住民の方の中には、健康に対する不安や環境に対する不安というのをお持ちの方がいらっしゃると思います。今、定量的なデータをそろえるというところで準備をしておりますが、これらをもって、そういう方々に対しまして丁寧に説明をしまして、少しでも不安を取り除いていただいた上で理解を求めていくというような、そういった場にしたいと考えてございます。

また、武蔵野市の例でございますが、先ほどお話がありましたようなところでの理解はしておりますが、繰り返しとなってしまいますが、これまでの想定地の理由や施設の必要性に関しての理由に基づきまして、4者での会議、あるいは理事者間での合意で決まってきた部分でございますので、またこれが最初からのスタートとなりますと全体の計画にも影響しますところから、丁寧な説明はしていきますが、最初に戻ってというところは難しいと考えております。

○議長【森田憲二】 小林管理者。

○管理者【小林正則】 武蔵野方式の件ですが、私は最初からよく知っています。土屋市長さんがやられたのですが。この文章だと、ほとんど皆さんにご理解をいただいてやっているということですが、ものすごい反対があったんですよ。今回も反対はあるんです。それは、そんなにきれい事でいかないんです。それは、最終的には、武蔵野の場合は1市で1施設ですから、そこに反対をす

ればみずからのごみの行き場というのがなくなる現実的な問題を常に背負って、反対する側もそういう問題に直面しながら、いろいろ非常に苦勞されたのだろうと思います。最終的には市の意向を通したといえますか、ですから、そういう意味では、もちろん市民参加というのは私自身も政治を志すときの基本になっておりますが、ただ、現実の問題としては日々ごみが出ている、3市でのさまざまな考え方の違いを、いろいろ調整を図りながら、そして平成33年に迫った焼却炉の更新、こういったさまざまな要因の中で、我々は決断をして説明をしているわけです。

これは、ですから我々はとり得る最善の策だと思っております。これ以上の案があったら言ってもらえれば。それが今の案よりもいい案であれば、私はそれはのんでいきたい。我々がとり得る判断として一番いい案だと思っておりますし、また、東大和市の前市長も当初は合意をしておりましたし、ちょっといろいろ紆余曲折はありましたが、尾崎現市長とはその方向で行こうということで合意をしております。

ですから、つくっていくという、想定地でやっていこうという、そういった我々の方針は、基本的には今は変えるつもりはありません。それは絶対変えないとかそういうことではなくて、我々が今とり得る選択肢としてはこれが一番いいと思っております。それ以上のものがあつたら、それは言ってもらえれば。要りませんということになれば、それはもう、全く論外になりますから。これは資源化であつたり、あるいはごみの減量化であつたり、あるいは地球の環境負荷の低減とか、そういったもろもろの総合的な判断で、3市共同処理が必要だという判断でやっているわけでありまして。

そういう意味で、武蔵野市さんはとてもうまくいって反対者もいないような話ですが、それはかなり反対者はおられます。地域の還元とかいろいろ努力はされて、武蔵野市さんも努力はしております。最終的には建てかえとかいろいろ

るな制約の中で合意を得たというふうに聞いております。

○議長【森田憲二】 尾崎議員。

○5番【尾崎利一】 まず、私は、4団体が今の見解を変えるべきだということを申し上げているのではないですよ、先ほどから。今の見解についてきちっと説明をし主張していくということについて反対しているわけではありません。それを、市民の理解を得て進める、そのためにも情報を全て公開をして、立地、必要性、施設計画全般について十分な論議を尽くしていくという、この陳情要旨に沿って協議を進めるべきだということを言っているわけです。

もう一度、今、管理者も、何が、これを絶対変更しないわけではないという言葉が答弁の中にもありましたが、住民説明会の中であった、ごり押しするものではないのだということについては、それは間違いないということか、かどう、一つ確認します。

それからもう一つは、現実にこの協議を進める際に、どういう形で進んでいくことになるのかということです。いろいろ数値を示されて、説明資料もつくられて、説明もしていくと。その中で当然、それでは困るといような話だっ出てくる可能性はあるわけです。それを、協議に入る入り口のところから、それでは困るとい話は受け付けられませんよということになれば、これは事実上協議にならない。そういうことになりませんか。ですから、そういう立場はとるべきではないと思いますが、その点についてももう一度伺います。

○管理者【小林正則】 ごり押しをしないでほしいというか、そういう姿勢をとってほしいということですが、それは表現の方法の問題ですが、我々は、30数万人のこの3市のごみ処理をあずかる責任者として、明確な方針、あるいは具体的な提案というものは常に迫られているわけです。その責任の中で我々は提案しているのであって、それをごり押しと言われればごり押しになるのかもしれないけれど、我々から見れば、この基本構想の策定などは、この3市

の理解では賛成をいただいて、皆さんも市民の代表ですから、私としては法的な市民の代表として、我々は非常に皆さんとの緊張関係も保ちながら、また敬意や尊敬もしながら、議会の意思としてこの基本構想、それから予算化をされて今度は具体的につくっていくわけです。

ですから、それを市民の皆さんに示しながら、それはまさに私が言いましたように、我々の方針はちゃんと持って、具体的に提案をしなければ、役割というか責任を果たせないわけです。それをごり押しと言われればごり押しかもしれないけれど、我々は最善の策だと思って皆さんに理解と協力を求めていく姿勢はずっと持っています。

ただ、我々は全く白紙で、どうしようかというわけにはいかないから、ちゃんと具体的な提案、責任を持って提案していくわけですから、その提案を超えて、もっといいものがあれば言ってもらえればいいんです。抽象的なものの言い方をされても、我々は具体的な提案で臨んでいるわけですから、そういうことをぜひご理解いただきたい。

ですから、ごり押しという、それは若干の解釈の違いはありますが、我々は自信を持って今回の提案は皆さんに理解をしていただけると思って、自信を持って説明をしてまいります。

○5番【尾崎利一】 ちょっとすれ違いになっているようですが、私も、4団体が提案を持って、それを理解してもらいたいということで説明することそのものを否定するものではないということは何度も繰り返し言っているところで

す。それで、今、管理者からあったように、案があれば言ってもらいたいというお話がありましたが、協議の対象でなければ言う場もないということになるわけですね。ですから、やはり協議のあり方が、最初からこれを外すということにし、運営上もそういうことにすれば、これは協議そのものが成り立たない

ということにもなりかねないと思います。

それからもう一つ、基本構想の業務委託の補正予算が成立しましたが、これについては、業務委託をするという補正予算が成立しました。その中身については、今、前提とされていることはありますが、市民に対する説明資料をつくるのだということも言われているわけで、この業務委託の補正予算としての計上、議会が通ったということだけをもって、全面的にその4団体の計画が支持されたということにはならないとも考えています。これは言うだけにしておきます。

○議長【森田憲二】 中野議員。

○6番【中野志乃夫】 今、この陳情に関して、小林管理者から明快なお答えをいただいて、私もそれで、そうしたら意見が言いやすいかなと思ったので言わせていただきますが、ちょっとお聞きしますが、この間の経過で、今の理事者側としてはこれが最善の策だということですが、私はこの間、いろいろ調査研究させてもらった結果からいけば、基本的には焼却炉も建てかえた上でも、当然構想を練るわけですから、焼却炉を建てかえるということ自体でいえば、今の国の補助制度から、やはりダイオキシンも出さないような、発電設備の整った、そうした焼却炉を建てるのは、既にこれも理事者も同意というか納得というか、そういう答弁はしておりますから間違いのないわけです。

そうしていくとなれば、基本的にはプラスチックは区部と同じように燃やしていける。基本的にはダイオキシンは出ていないわけですから。そうする方向に転換していけば、基本的に廃プラ施設そのものが本当に必要性があるのかという問題にいくわけです。

つまり、その点も含めた構想をきちんと検討していただきたい。少なくとも、そういったことも踏まえて、つまりどちらが本当に得なのか。財政的にもです。今のこの計画で行くと、私が考えるには、たとえあそこにつくったとし

ても、恐らくプラスチックは今後燃やしていけば、施設そのものが必要なくなってくる。何で10億円か20億円かお金をかけてあんなものをつくって、何年か後にはほとんど使えないものをつくって、どういう論議をしてきたのだということが逆に指摘されるような危惧を、私は大変持っております。

つまり、対案ということであれば、これは既に私以外の住民の方たちも、この間の論議の中で何度かそういったことを提案していると思うのです。同じような形で、やはりもう、今は、当初、うちのこの組合がこの最初の計画を練ったときには、まだ区部においてもプラスチックを燃やすようなことは始まっていなかった。ちょうど入れ違いになってしまっているのです。残念ながら。調べてみると、ちょうどこちらがこういう廃プラ施設云々、リサイクルセンター施設が必要だといったときに、区部ではもうプラスチックを燃やし始めて、そういったことに変えていっている。実際、既に何年も経過していながら、ダイオキシン問題は一つも起こっていないです。これはご存じのように、区部でプラスチックを燃やしていても問題になっていない。ならば、うちも新しい焼却施設はそういうものをつくって、そういう形を導入していけば、少なくとも今までのやり方を変えることができるし、金銭的にも財政的にもかえってプラスになると私は思っているのです。

そういった検討を当然してくれる、構想として練るんじゃないのかなと。また、そういうことも含めて検討することが必要ではないかなとずっと思っているわけです。

先ほど、管理者のほうから対案があったらということなので、私としてはそういう考えが、今示されている案よりよっぽどいいと思っているのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長【森田憲二】 小林管理者。

○管理者【小林正則】 私は管理者と同時に小平市長でございますので、ここ

の周辺は何度も選挙をやると、ここに来るのが嫌になるぐらい毎日怒られるんです。

その中で、今、中野議員さんなどはかなりいろいろ研究をされて、ある面では市民の皆さんの意識より先に行っているのかもしれませんが、まだ現状は、塩ビ系を燃やしたときの市民の反応というのはそんなに生やさしいものではなくて、かつてダイオキシンの問題が日本を、焼却炉を建てる際のダイオキシンの問題で、かなり行政側で苦勞をした歴史があるわけです。

もちろん、科学的にいろいろ証明はされて、そういう施設があることは私も十分承知しておりますが、ただ、現に、この3市共同処理を現想定地での事業を中止というか休止するための議論ということであれば、ちょっとそれは違うかなと。それはもっと以前にそういう提案をされたり、長い間の議論、あるいはまさにそういうことであれば、この中島町の皆さんが、今、中野議員さんが言われたようなことを十分理解するかどうかです。ここは何十年と、もう本当に半世紀近くずっと、市民はダイオキシンの問題のときにもここにいて、ものすごく頑張って支えてくれたんです。それでまた今回、いや、燃やせばいいじゃないか、安全だと言うことを本当に言えるのかどうかということです。それはもっと、全国的な実例として積み上げて、科学的にも立証するという、私はまだ長い時間をかける必要があるのだと思います。

一つの対案としてはお受けしますし、当面、今度建てかえるときには当然、将来、5年や10年ということではなくて、ちょっと長いスパンでの炉の建設ということになりましょうから、そういったことも当然、具体的な段階では、将来対応し得るものとして検討をする必要はあると思っています。

〇6番【中野志乃夫】 今、小林管理者が言われたように、科学的な根拠に基づいた形でやるのが一番いいと思っているわけです、私も。ですから、先ほどちょっと答弁の中で、このリサイクルセンター、廃プラ施設は健康には影響な

いという、断言したような発言も聞こえたのだけれど、ちょっとそれはどうなのかと、大変疑問に思っています。

それで、私から言わせていただければ、例えば先ほど出た、3市で共同で、ごみの有料化の問題にしても、これは、じゃあ有料化が本当に有効なのかどうかというのが、うちの市議会の中でも今、論議されておりますが、反対の意見もあります。少なくとも私がいろいろ学会の研究の資料を調べさせてもらってみると、もうほぼ決着はついているんです。つまり、有料化したほうがよりごみ減量につながる。リバウンドはほとんどない。それが、もうかなり十分論議されて、学会に報告されております。それは、単に周辺の何市かではないです。全市町村のデータに基づいて、さまざまな方程式を用いて、誤差とか運営の方式、従量方式から何から、違う方式も含めて計算した上で、もう決着はついている。

つまり、例えばそういった点を踏まえて3市が共同してごみ有料化で進んでいけば、もっとごみは減らすことが可能だと。科学的な根拠に基づけばそういうことが言えると思っています。

あとダイオキシンの問題ですが、これも既にもう五、六年、もう七、八年ですか、もう燃やしているわけです、区内で。それで、ご存じのように、住宅街、繁華街のど真ん中に焼却炉があって、そこでやっていて、いまだそれに対して国の基準を上回って問題が起きるとかそういったことが起きていない。住民から反対運動が起きていない。これも、ちょっと私も学会誌も、その点に関してはまだ研究していませんが、恐らくもうほぼ決着がつく問題だと思っています。

そういった科学的な根拠に基づいて提案していけば、当然、住民の方は納得できるはずだと思っています。

ですから、そういった姿勢で、ぜひ今後も管理者側は臨んでいただきたいし、今回の問題もそういった観点で進めていただきたい。一応、これは意見として

おきます。

○議長【森田憲二】 ここで10分間休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時25分 再開

○議長【森田憲二】 会議を再開いたします。

虻川議員。

○1番【虻川浩】 それでは、何点か質問いたします。まず、陳情の審査でございますので、陳情に沿いまして認識を確認させていただければと思います。

まず、3市に以前提出されておりました請願と、今回の陳情というものは同趣旨のものであると考えておられるかどうか、認識を伺います。

それから、文章の中に、「住民が全く知らないうちに」という表現が入ってございますが、これにつきまして認識をお尋ねいたします。

○議長【森田憲二】 木村計画課長。

○計画課長【木村西】 今回の陳情の内容でございますが、3市に提出されている内容と同じ内容であると認識をしております。

また、陳情の中に、「住民の知らないうちに」というような表現がございましたが、この3市共同資源化事業につきましては、平成15年から検討をされておりますが、平成19年3月に、3市共同資源化等に関する調査報告書がまとまりまして、これの報告会を19年度に3回開催をいたしまして、この事業の説明と意見交換を行ったところでございます。

また、その後、平成20年3月から21年6月までの間にえんとつ座談会を2回、また3市共同資源化に関する住民説明会を8回、施設周辺地域住民の方を対象に開催をいたしたところでございます。その他、報告会や説明会のほかには、広報「えんとつ」に掲載してきたところでございます。

平成25年2月と3月に、出前説明会を含みます地域住民説明会を合計8回

開催いたしまして、この8月20日には3市の市長と組合管理者が出席をします住民説明会を開催し、2月、3月の説明会の報告と、事業の推進に向けた今後の取り組みを表明したところでございます。

○1番【虻川浩】 そうしますと、内容につきましては、立地、必要性、施設計画というものをゼロベースで見直しを求めている内容という理解でよろしいでしょうか。

○計画課長【木村西】 陳情の内容といたしましてはそのとおりであると認識しております。

○1番【虻川浩】 反対の立場、あるいは非常に慎重に考えておられる方々の立場からすれば、やはり市が、理事者側がいかに丁寧な説明を心がけてきたとはいえ、やはりわかりづらかったり、不安であったり不満であったりというところがまず大前提としてあるわけですから、そこに対してはやはり丁寧な説明というものをこちら側がしていく必要があるかなとは思っております。

それで、昨日送付されました協議機関について、先ほども議論がございましたが、これについては、そういった意見の方々の思いも踏まえながらも、これまでの議論で、この議会における議論等で決定したことは丁寧に説明をして、それに対する理解を得るという努力をしていくべきであると考えておりまして、いかに協議機関という名前であろうとも、この陳情の内容のようにゼロベースでの見直しということは非常に合理性に欠けると私は考えますが、その点いかがでしょうか。

○議長【森田憲二】 水口事務局長。

○事務局長【水口篤】 先ほど来のお話にありますが、施設の立地、また施設の必要性、その辺につきまして一定のお話はさせていただいてきたわけですが、ご理解がなかなか得られていないという部分はございますが、その部分についてゼロベースから全てやるということにつきましてはなかなか厳しいと思いま

す。ただ、聞く耳を持たないということはございませんので、丁寧に説明はしていくという状況は今までと変わらないと思っております。

○議長【森田憲二】 磯山議員。

○2番【磯山亮】 4点ほどご質問させていただきます。1点目は、先ほどから出ていますが、この陳情の中の施設検討委員会は、ゼロベースからの検討を行うということになると今、ご答弁もありましたが、それは先ほどからサーマルの話とかが出ていますが、廃棄物処理の根本的な考え方についてもゼロベースになるのかなと、私自身、この文面を読んでいて思います。

さらに、武蔵野方式に関して、先ほど管理者からも説明がありましたが、武蔵野は武蔵野1市で処理をしている中でどこに決めるかということをも市民検討委員会で決めていったという流れと、小村大の3市で構成されているというところは大きな違いがあるときに、ゼロベースの議論の中では当然、一部事務組合の形式などについてもゼロベースの話題に上がってくる可能性もあるのではないかと私自身は考えるのですが、どのようにそのあたりは、この陳情からご判断されているのか、見解をお聞かせいただきたいと思っております。

2点目は、先ほど虻川議員からもありましたが、同様の主旨の請願・陳情が構成3市プラス小村大に出されておまして、小平市と東大和市では既に審査の結果が出ていると思うのですが、その結果と内容について教えていただければと思います。

3点目ですが、こちらの陳情文の中には、最終的に武蔵野方式など市民参加の検討委員会をつくったほうが、迂遠に見えても早道であると書かれておりますが、実際、このような施設検討委員会をつくった場合に、現在、平成33年に更新が迫っていて時間がない中で、実際に間に合うのか、本当に間に合うのか、どの程度の影響が出るのかということをもどのように考えているのか、見解をお聞かせいただきたいと思っております。

4点目ですが、18日にいただいた協議機関の設置についてというお知らせの中の、この協議機関が果たす役割について、いま一度、どのように考えているのか見解をお聞かせいただきたいと思います。

以上、4点です。

○議長【森田憲二】 水口事務局長。

○事務局長【水口篤】 それでは1点目のところについてお答えをいたしますが、廃棄物の処理ということで、ここの焼却炉につきまして、ゼロベースからの議論ができるのかどうかということであろうかと思いますが、焼却炉につきましては、これから建てかえということですが、もともと地域住民の方のこともございますし、できるだけ小さくコンパクトにしていきたいという考え方はございます。先ほど来のサーマルというか燃やすことの議論もございましたが、私どもといたしましては、廃棄物は分別をし、資源化をし、なるべく減量していくといったことで進めていきたいと思っております。国の交付金をいただく中でも、削減義務やリサイクルの率といったことなど、発生抑制から始まって3Rを進めていくということも必須の内容になってございます。

そういったことも含めると、できるだけそういう方向で行きたいと思っておりますが、そこを一から検討ということはなかなか難しいですが、ただ、3市と組合の中では、そういった組合としてのお話をさせていただいて協議をしていきたいと思っております。

それから、3点目の、武蔵野方式でやった場合にどうかというお話でございますが、当然、組織をつくれれば1年なり2年なり、もっとかかる場合もございます。先ほどの例にございます、識者の方を入れて議論をして、どういうふうにしていくかということにつきましては、私ども3市・組合での一定の方向性は出させていただいた上で議論をしていきたいと思っておりますので、最初のどうしていくか方向性を決めるというところまで戻るような考えは今のところ

ございません。

○議長【森田憲二】 木村計画課長。

○計画課長【木村西】 先日前お知らせをいたしました協議の場でございますが、この設置に向けまして、12月18日に準備会を開催する予定でございますが、ごみ処理の状況の説明や施設の姿、環境対策についての協議の場と考えておりますが、詳細な協議会の内容につきましては、その準備会において決めていきたいと考えているところでございます。

それと、この陳情の3市の状況でございます。小平市におきましては不採択、東大和市におきましては不採択、武蔵村山市におきましては継続審査ということとなっております。

○議長【森田憲二】 磯山議員。

○2番【磯山亮】 答弁がなかったのですが、武蔵野方式みたいな施設検討会をつくったらどれぐらい時間に影響がかるのか。

○議長【森田憲二】 水口事務局長。

○事務局長【水口篤】 武蔵野方式ということでございますが、こういったメンバーでこういった内容をやるかということが明確にない中でははっきりしたことは申し上げられませんが、通常は1年とかあるいは2年とか、内容によってはもう少しかかるということもあろうかと思えます。

○2番【磯山亮】 ありがとうございます。まず1点目ですが、ゼロベースからの検討を行うというところに関して言えば、今回の陳情内容は3市共同資源化事業を進めていくといった今までの基本的な前提を大きく逸脱するものであると私自身は考えます。廃棄物の処理方法や、個人的には、組合自体のあり方についてもどうするのという、そういう抜本的な議論になるのかなと思っております。そういう意味で考えると非常に現実的ではないと私は考えます。これは意見で結構です。

2点目ですが、構成市の議会での同様の趣旨の陳情・請願の審査状況からしてみても、少なくとも小平市・東大和市2市においては議会の意思として不採択ということが示されております。この2市の議会の意思というものはある一定の民意があるのかなど、個人的には認識しているところです。これも意見で結構です。

4点目ですが、小平市議会の中でも同様の趣旨の請願の審査の際に、多くの議員から、やはり今後しっかりした住民の理解を深めるための取り組みを行っていただきたいということを要望させていただいていたのですが、そういった中で、今回、協議会をつくられるということで、これはある一定の評価をさせていただければと思います。これも意見で結構です。

○議長【森田憲二】 平野議員。

○3番【平野ひろみ】 いろいろな質問の中で説明も伺いました。私自身、小平市で先ほどの議会の請願が提出されたときのことで、結論のことも出ていましたが、私自身も、この陳情に書かれてあるように市民参加の検討の場というのは大変重要なものであり、そういった場がつけられてきちんと論議をしていくことは大変必要なことだとは考えています。

ただ、先ほどの質問の答弁において、ゼロベースで求めているというこの陳情の内容に関して、その部分には賛成はできないということで反対の立場から質問をさせていただきたいのですが、この陳情の中にあるように、市民参加の検討の必要性というのは、提出されている市民の方も、また組合のほうも同様にそれは必要だという、それは共通の認識だと思います。当初からの報告書にも書かれてありますし、組合議会の臨時会るときから、住民が参加できる枠組みでの検討会をつくっていくというほうに、組合のほうからもきちんと説明がありました。ただ、それ以降なかなか進展せずに、そういった住民の信頼を得ていくための場所が設定されなかった、ここまで延び延びになって、11月

18日の連絡文書で協議会を設置するというお知らせがありましたが、どうしてこれだけの時間がかかったのかということのご説明をいただければと思います。

それから、例えばこの組合が出された地域連絡協議会、そしてその事前での準備会をつくるということですが、こういったやり方で進めた場合に、待たなしの建てかえの事業があるために、どれだけの期間、そういった協議会、話し合いの場を、その期間に話し合いの場に設定できるのかどうか、その辺のお考えが既にあるかと思しますので、その期間設定についてご説明いただければと思います。2点、お伺いします。

○議長【森田憲二】 木村計画課長。

○計画課長【木村西】 協議機関の検討でございます。8月の説明会から3カ月たとうとしておりますが、それまでに調整部会等で協議を4者でしてきたところでございますが、ここで、仮称でございますが施設整備地域連絡協議会の設置をすることとなり、ここで12月にはその準備会をするところでございますが、そのほか、3市の市民の参加の枠組みにつきましても、現在3市と組合で協議をしているところでございますが、4者で協議をしている関係で、どうしても調整には時間を要してしまうということになっております。そういうところでご理解をいただければと思います。

また、準備会の期間でございますが、第1回目を12月に開催いたしますが、内容が施設整備地域連絡協議会の設置に向けた内容の決定をそこでしていきたいと思しますので、なるべく短期間のうちでこの連絡協議会を設置できるところまで持っていきたいとは思っておりますが、まずは、その第1回目の準備会の中で、いろいろ皆様のご意見を聞きながら、できる限り早く設置に向けて努力をしていきたいと思っております。

○3番【平野ひろみ】 ありがとうございます。あわせて、準備会の構成メン

バーについてどのように考えていらっしゃるのか、周知を含めてご説明いただきたいと思いますのが一つ、質問です。

できるだけ市民参加といったところでの意味合いについては共有できる部分であるとしたら、この陳情の内容にもあるように、そこに近づくような形での歩み寄りがお互いに必要なのかなとは思いますが、それに近づけるための地域協議会なり準備会なりができるといいなと考えているのですが、その辺のご見解を伺えればと思います。

○議長【森田憲二】 木村計画課長。

○計画課長【木村西】 今回の準備会の周知の方法でございます。2月と3月の説明会のときと同様に、東大和市域の中で施設周辺の方々に案内をお送りしますが、自治会長宛とマンションの管理組合の方々にチラシを配布しまして、構成としましては代表者の方ということでお願いをしますが、ご希望によりましてそのほかの方も参加できるような内容にはなっております。

あと、3市の12月1日号もしくは5日号の広報で周知をする予定でございます。

陳情の内容に近づくための方法でございます。協議の際には、3市のデータあるいは組合のデータなど必要な情報を提供して、丁寧に説明をしていきたいと考えております。

○3番【平野ひろみ】 準備会のお知らせについてですが、自治会さんやマンションの組合というお話がありましたが、もちろんそうやって、紙面でお配りするのかわかりませんが、そうやって周知していくことは本当に最低限必要なことで、ただ、もうちょっと直接的な働きかけができないかなとも思います。ぜひ、今ですらこの協議会をつくることは大変遅くなっている段階だと思いますので、その辺は本当にきめ細やかに、直接的に働きかけていただくことを要望したいと思います。

それと、出せる情報とおっしゃいましたが、やはり市民は、組合のほうが持っていてしゃるさまざまな情報を知らないために、いろいろ不安を抱いたり、環境のことについても心配な気持ちを持ったりします。持ち得る情報なりデータなりはしっかりと皆さんに提出していただいて、わかるような丁寧な説明をしていていただきたいなと思っていますので、これも要望しておきます。

○議長【森田憲二】 尾崎議員。

○5番【尾崎利一】 この陳情の要旨についてですが、陳情が何を求めているのかというのはそれぞれの議員が受けとめるべき内容だとは思いますが、ただ、組合側から、この陳情はゼロベースで見直すものだという認識が示されました。何をもちえてそういう認識を持っているのか伺いたいと思います。

要旨では、「施設の立地、必要性、施設計画について十分な論議を尽くすよう主導的な役割を果たしてください」ということが述べられていて、この理由等の中では、「行政として十分説明して住民に納得してもらう必要があります」ということが書かれ、最後の結びでは「三つの施設の立地、必要性、施設計画について十分な討議ができるよう仕組みをつくっていただきたい」ということで、4団体が持っている計画をゼロにして議論するというようなことはどこにも書かれていないと思いますが、ゼロベースで検討するものだという理解をしている理由について伺います。

○議長【森田憲二】 木村計画課長。

○計画課長【木村西】 ゼロベースということで認識をした内容でございますが、陳情の中には、同じスタートラインに立って協議をすることや、あるいは必要性、立地についての十分な討議ができるような仕組みをつくるというような内容がございました。そうしますと、施設の必要性から、また最初から検討するようなことにもなるというところから、そのような認識を持ったところでございます。

○5番【尾崎利一】 やはり、この陳情そのものは、4団体の案を前提として、それを十分論議を尽くすということ、字面どおり見れば求めるものです。それで、その上に立って、その場合に、立地や必要性については討議するのはまかりならぬということではなくて、それについても十分討議をします。施設計画のみならずですね。そういう形で市民参加を徹底していくべきだという陳情であり、ゼロから全てやるということではないと思います。私は、この陳情者の趣旨を正確に理解をした上で採択するべきだと考えます。

○議長【森田憲二】 須藤議員。

○10番【須藤博】 この陳情文を見させていただきました、ただいまのゼロベースの議論もございましたが、施設の立地、必要性といったものについて十分議論を尽くすと。そして市民参加を進めるという大変結構な考え方で、この考え方はまさに今の市民参加の行政のやり方であるということで、基本的には私はこれを最初からやるべきだったなど。小林市長があつた当時におられればきっとこうなつたのではないかと思います、後で当選されましたのであれですけども。

それで、これから立ち上がるこの施設整備地域連絡協議会、ここでは、この施設の立地、必要性などについても十分、当然この話が出るでしょうし、管理者側でもこういった説明、検討はしてくれるだろうなと思つていますが、あえてゼロベースとは言いませんが、どうしても住民が納得しなければゼロベースという話になるのではないかと思います。

説明会等を聞いていますと、住民の皆さんが、なぜあそこでなければいけないのか、それからどうして必要なのか、そういった基本的な部分が、我々議員は議会で話をよく聞いていますからわかりますが、ものすごい落差を感じるわけです。その辺、最初にまで立ち戻つて、なぜ必要だったのか、あそこでなければいけないかということ、ちゃんとやってくれますか、その協議会

で。どの程度の覚悟を持って、今後立ち上がる協議会、設置されるおつもりなのかを伺います。

○議長【森田憲二】 木村計画課長。

○計画課長【木村西】 立地や必要性につきましては、これまでご説明をさせていただいた内容となりますが、データ等をそろえての話となりますので、やはり健康面の心配、環境面の心配をされている方々に対しましても、しっかりと心配のないようなどころでご説明を丁寧にして、理解を深めていただく努力をしていく考えでおります。

○議長【森田憲二】 小林管理者。

○管理者【小林正則】 私も冒頭申し上げましたように、できるだけ地元の声や、あるいはこの事業は広域的な事業ですから、周辺の皆さんの、非常に敏感に反応されるというのはよくわかります。今、日の出もやっておられましたが、日野市の大坪市長さんなどの話を聞いても、どうしてもやはり地元の人たちはいろいろ問題がリアルに、自分の日常生活の問題になってきますので、理屈でなかなか理解いただくということではなくて、もちろん理屈でこれからも努力していきますが、誠意を持って粘り強くこれからもやっていきます。

それから、これも私の持論ですが、施設というのはみんな、反対される人とか賛成の人もそうなのですが、できてしまうと後は関心を示さなくなってしまうんです。そうではなくて、できた後も、いろいろその後の運営の問題とか、その後のリサイクルだって、さっきのサーマルの話がありましたように、いろいろと状況が刻一刻と変化してまいりますから、常に周辺の皆さんの意見を聞きながらの運営も必要ですから、これは今後とも、今回だけということではなくて、ある面ではこれからずっと、ある面では何十年のおつき合いになりますから、そこはずっとやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長【森田憲二】 須藤議員。

○10番【須藤博】 この、やはりプラが一番問題だと思うのです。ごみの減量という意味ではプラが問題。それから生ごみが問題。燃えるごみの半分は生ごみですよ。プラについても、これは減らさなければいけない。そうでなければやはり周辺住民の理解も絶対得られません。中島町も含めて。

やはり有料化というのは十分検討しなければいけない。東大和市はもう取り組み始めたみたいですが、生ごみを、例えば自宅で処理をして土に返してそれを農園で使っている方などもたくさんいるわけです。そういう方には、自分で出さないからその分、例えば有料化だったら、その分、自分で処理してしまえばお金がかからないです。そういう意味では有料化すればインセンティブが湧くのです。それから、プラについても、すぐ袋がいっぱいになって、有料化になったらかなりお金がかかるわけですが、それを、例えば行政とともに市民が努力をして、例えば買い物のときに余分な包装は減らすような運動を各地で、スーパーマーケット等も含めて展開する。スーパーで昼御飯とかを買うものすごくふえてしまいますから。そういう意味では、有料化ということは十分検討課題なのではないか。住民の理解を得るためにも。

そういう意味で、小林管理者が、むしろ3市にそういった問題を投げかけて推進していくぐらいの働きが必要なのではないかと思っているのですが、管理者のお考えを伺います。

○議長【森田憲二】 小林管理者。

○管理者【小林正則】 小平市長としての身分もありますが、私は、もちろん有料化すれば確かに減っていくのしょうけれど、一方で生活の、我々が今、須藤議員さんがおっしゃったように、安易に、買い物に行って過剰な包装を我々が受け入れている部分もあるわけです。有料化によってやるということよりも、もっと根本的な我々の生活スタイルみたいなどころを見直していくということ

も、一方で我々は啓発もしていかなければいけないのではないかと思います。ただ有料化によって抑制するというのは、それは一時的には効果があるのかもしれない。私は多少——まあ、リバウンドはないとどなたかがおっしゃっていましたが、私はやはり本質的なところは、ある程度、生活の見直しみたいなどころを図りながらやっていくということが必要なのかなと。ご意見でございますので、また3市と協議をさせていただければと思っております。

○10番【須藤博】 人間というものは対価がないと頑張らないものです、なかなか。それは事実だということでご認識いただきたいと思います。

武蔵村山市の選出議員としましては、なかなか苦しい判断を迫られておまして、東大和市さんが6品目を2品目にして出し直したという部分も、苦渋の選択として尊重しなければいけないのかなという部分。それから、プラを燃やすという考え方については、なかなか中島町の自治会がすぐに納得していただけるかどうか、これについてはちょっと、すぐには見通しが立たないのかなと。そういう意味では、非常に今、時期がちょうど悪い時期で、なかなか燃やすというのもすぐには難しいのかなと思っております。

健康被害については、図面をこれから描くようですが、それについて健康被害の出ないものをつくられるという説明で補正予算に賛成しましたが、じゃあ100%万全なのかということ、それについて本当の自信があるかということ、正直、まだまだ検討の余地があるのかなと思っております。

今現在、武蔵村山市議会は、先ほどご説明がありましたとおり、委員会のほうで継続審査中になっておまして、まだ結論が出ておりません。今現在の時点で、これについてイエス・ノーの態度をはっきりすることが非常に厳しい状況だということをご理解をいただきたいと思っております。

○議長【森田憲二】 ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【森田憲二】 質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【森田憲二】 それでは、質疑を終了します。

討論に入ります。細谷議員。

○4番【細谷正】 先にちょっと確認です。討論の方式は起立によるものでしょうか。

○議長【森田憲二】 討論は起立でお願いします。採決は挙手でお願いします。細谷議員。

○4番【細谷正】 それでは、陳情第1号 市民参加の施設検討委員会設置に関する陳情ということでは、私は、まず市民参加で行えという意味合いであれば、これは大いに賛成をしたいというところです。ただ、その中に、必要性や立地にまでさかのぼって検討するということについては必要がないと考えています。

もう一つは、必要性ということでは、本文中にもありましたように、①から③にあるように、3施設とも必要不可欠な施設であって、立地についても、まず現有的中島町の2施設については30年の歴史と実績もあり、どこかへ移転して建て直すということは考えられないわけで、この3市共同の施設についても、これは実施をすべきものと考え、以上の2点で、この陳情には反対であるわけですが、最後に、このたびの協議機関の設置においては十分に丁寧な対応を求めたいということをお述べさせていただきます。

○議長【森田憲二】 中間議員。

○7番【中間建二】 それでは、今陳情に賛成の立場で討論を行います。

先ほど来、この陳情がゼロベースで見直すかどうかということについての質疑や意見がそれぞれ述べられましたが、この段に至っては、ゼロベースでの検討という趣旨ではなく、私はこの陳情を採択することによって、今、組合が設

置されようとしております協議機関におきまして、この陳情の趣旨を含んだ施設の立地、必要性、施設計画について十分な論議を尽くす、そういう立場で、この陳情に採択をすることによって協議機関の運営が行われることが、今の段においては望ましい判断、あり方ではないかと考えております。

それから、もう1点、そのような趣旨でこの陳情にそういった形の中で協議機関が運営されることで、これは今後の、今、当面はこの東大和市の想定地の問題と皆さん理解されておられるでしょうが、当然のことながら、将来的に33年を見据えた中で、この小平市中島町における粗大ごみ、それから焼却施設更新ということについても、当然のことながら同様の周辺住民の理解を得るための取り組みが求められてくるわけですから、現状の今、東大和市の想定地においては、組合の考え方を一方的に押しつける協議機関であり、小平市で建設する場合はそうではないということにはならないわけで、どこにつくるのであったとしても、どこが想定地であったとしても、地域住民の理解や合意を得るためのより丁寧な議論を尽くすということは当然だと思いますので、そういう趣旨に沿った意味でも、この陳情については組合議会において採択すべきものと考えております。

○議長【森田憲二】 平野議員。

○3番【平野ひろみ】 陳情第1号 市民参加の施設検討委員会設置に関する陳情について、反対の立場で討論をさせていただきます。

現在検討が進んでいる3市共同資源化施設の建設については、施設の想定地決定までのプロセスが見えにくく、説明も不十分であるなどの理由で、周辺住民から反対運動が起こっており、小平市の9月議会に同内容の請願、「3市資源化施設等に関し市民参加の検討委員会の設置を求めることについて」が提出されました。

私たちは、ごみ問題は市民一人一人が考えるべき生活の課題であり、市民み

ずからが決めていくというプロセスなしには解決できないとの立場から、想定地も含めて計画全体について3市の市民で議論し、合意形成を図っていくのは当然と考えています。

しかし、小平市議会の委員会審査の中で、資源化の方法など、ごみの根幹にかかわる部分にまで立ち戻る内容が含まれることが明らかになり、考えが一致できないこと、また今回の組合議会におきましての審査におきましても同様のことが言われておりましたので、一致できないということで、やむなく反対をいたします。この陳情も全く同じ内容であるということで確認をしています。

長年こじれている状況を解消し、事業の理解を深め、住民との合意を得るために市民参加による検討委員会という開かれた場をつくって、陳情文の中の言葉にもあるように、十分な論議を尽くし、行政と市民の合意形成に真剣に取り組むことは必要であると考えます。

しかし、スタートラインについて、またゼロベースにまで立ち戻るといったことで一致できず、マテリアルリサイクル推進施設の整備に向けていくべきと考えています。先般の8月20日、3市市長と組合管理者出席の住民報告会においても、環境面や健康への影響に関する不安の声が多数聞かれており、早急に3市市民から成る住民参加の場をつくり、十分な説明と調査データの公表などを迅速に行うことを求めます。

焼却炉や粗大ごみ施設の更新時期が迫っており、待ったなしの状況です。安定的なごみ処理行政を実現するため、信頼関係の構築に向けて、住民参加による3市資源化施設の実現を目指し、小平市・武蔵村山市・東大和市・組合の4団体が一丸となって取り組むことを強く要望し、反対の討論といたします。

○議長【森田憲二】 磯山議員。

○2番【磯山亮】 陳情第1号について、反対の立場で討論いたします。

反対の理由を以下4点申し上げます。

1 点目といたしましては、本陳情の内容が3市共同資源化施設のみならず、3市共同資源化事業の見直しを含む施設検討委員会の設置を要望されていると考えられることです。想定地の問題だけでなく、リサイクル方法などの抜本の見直しを含む、いわゆるゼロベースとも受け取れるような施設検討委員会の設置については、平成15年からの検討過程を鑑みれば到底賛同することはできません。

2 点目といたしましては、構成2市において同内容の陳情・請願が不採択となっていることです。この構成2市の議会の意思決定は、すなわち構成2市の民意のあらわれであると判断せざるを得ないと考えます。

3 点目といたしましては、更新時期が迫っている焼却場の建てかえに関して、要望されている施設検討会を設置した場合、施設更新を含む廃棄物処理に関する課題の解決について、より多くの時間がかかると想定されるからです。今後の不燃・粗大ごみ処理施設、また焼却施設の更新について、最大で平成33年までに建てかえなければならない課題があり、今は早急に問題解決に向かう必要があると考えます。

4 点目といたしましては、小平・村山・大和衛生組合が住民の理解を深めるための協議会の設置に向けて具体的な動きを見せたということです。住民の理解の不十分さについての見解についてさまざまな指摘を受け、基本計画策定後の住民参加の機会をつくっていくことを以前は打ち出しておりましたが、小平市議会における同趣旨の請願審査の中でも指摘の多かった市民参加の場の設置に向けて、前倒しで動き出したことは一定の評価に値すると思えます。

以上4点により、本請願の願意には添えない旨申し上げ、私からの反対討論とさせていただきます。

○議長【森田憲二】 尾崎議員。

○5番【尾崎利一】 私は、この議題となった陳情に賛成の立場で討論を行い

ます。

基本的な賛成理由については質疑の中でも述べましたし、先ほど中間議員からも討論がありました。私が一点指摘したいのは、ことしの1月の4団体の合意を、みずからこの4団体がほごにして、住民の理解が得られていないということ。これを認めた上で、住民の理解を得ることを前提とするとおきながら、この推進を決めたという問題です。やはりここで、この4団体が市民を一度裏切っている。

ところが、その住民説明会の場でも、ごり押しではないのだ、資料を準備して十分説明する、その資料作成も行っていくのだという説明もあったわけです。そういう説明から考えるならば、当然、この協議会の中で立地や必要性についても4団体側は説明するでしょうし、それに対して質疑が出、意見が出るのは当然。それをあえて議題にしない、すべきではないという4団体側の考え方は、二重に市民を裏切ることになるということを指摘して、賛成討論とします。

○議長【森田憲二】 虻川議員。

○1番【虻川浩】 陳情第1号 市民参加の施設検討委員会設置に関する陳情について、反対の立場で討論をいたします。

私は、資源化施設の整備、不燃・粗大ごみ処理施設の更新、焼却施設の更新について、徹底した情報公開を基本とした市民参加を進めるべきと考えます。

まず、先ほどの賛成討論の中に事実認識の誤りがありましたので、以下、指摘いたします。

本陳情は、施設検討委員会の設置と市民への全ての情報の公開を求めています。9月11日に行われました小平市議会生活文教委員会における同趣旨の請願審査でも明らかになったように、提出者の願意は、請願提出者がみずから答弁されたようにゼロベースでの検討を求めているのであり、その請願は小平市議会では全会一致で不採択となりましたが、現実の時間的な制約を考えると

合理性に欠けると言わざるを得ません。

小平・村山・大和衛生組合の焼却炉は、既に38年間稼働しており、炉の更新時期が平成33年に迫っております。更新のためには10年を要するとされる中、残された時間はわずか8年となっております。さらに、粗大ごみ処理施設の耐用年数も来年に迫っており、これまでも大規模修理がたびたび行われるなど、著しく老朽化が進んでおります。そのような状況の中で、新しく設置する委員会に資源化施設の建設場所も含めゼロから検討されるというのは、明らかに実行性に乏しいと言わざるを得ません。

また、3市共同資源化施設の建設についても、市民懇談会の中で結論が出せず、賛成・反対の両論併記という形で報告されましたが、その後、想定地の周辺住民の反対により、東大和市から施設建設ができないという一方的な通告を受けたことから、当然に東大和市に対し代替案を求めていたところ、ようやく2年後の平成24年11月に2品目処理施設建設の代替案が示され、現在に至っているわけであります。

本陳情では、住民が全く知らないうちに施設の予定地が発表されたとしておりますが、市民参加が全くなかったということではないにしても、不十分であったことは否めません。市民説明会を見ても、意見の集約や合意形成が十分に行われているとは残念ながら思いません。今後は、より細やかに、忍耐強く説明責任を果たすことが求められます。

そして、議論するために当組合議会はあるのであり、組合議会の存在意義が問われているとも言えます。その意味で、各市選出の組合議員は、自市における議論を通じ、一定の結論を持って組合議会に臨むのは当然であり、自市としての議論を集約せず、その責任を組合議会全体に転嫁することは適切ではありません。また、みずからの結論を表明しない姿勢は、市民に対する説明責任を果たしていないと言え、今後も各議会で一定の結論を出す努力を続けるべきで

あることを申し添え、陳情第1号 市民参加の施設検討委員会設置に関する陳情に対し、反対を表明いたします。

○議長【森田憲二】 中野議員。

○6番【中野志乃夫】 私は賛成の立場で討論いたしますが、先ほど来の反対論の中で、大変誤解があるように思えて、その点を触れて賛成討論といたします。

まず1点は、この間のこの組合議会の中の論議の中で、既に組合議会として焼却炉の建てかえは検討に入っている。つまり、今回のリサイクル施設をつくるに当たって、東京都に対して計画を提出するに当たっては5カ年計画を出さなくてはならない。その中で、当然、長期計画も踏まえた上で計画を練るわけですから、当然そこには焼却炉の建てかえも入っているわけです。そして、その焼却炉の建てかえ自身が、既にこの間の論議でも市民説明会でも、国の補助金をもらって建てると言っているわけです。ということはつまり、発電設備を持った、そうした一定の大型の焼却炉を建てざるを得ない。その中で、当然、プラスチック類は燃やすことができる。サーマルリサイクル云々という言葉は、私は和製英語をこれ以上ふやすのは好きではないので使いませんが、基本的に、そうしたプラスチックも燃やせる焼却炉をつくるということが既に論議に出ているわけです。

そう考えるならば、これから方針転換しても遅くはない。つまり、単に今までの方式ではなくて、23区内でやっているようなプラスチック類を燃やしてより減量化に努める、また、先ほどの繰り返しになりますが、ごみの有料化問題についても、既に学会とかそういったところでも結論が出ている。一定、リバウンド的なことは少し見られるかもしれないけれども、ほとんど、全国の市町村で調査をした結果、ごみの有料化をすることによってごみの削減がなされて、それが長期的にも続いているという結論が既に出ているのです。その辺は

ぜひ、私は組合議会の皆さんはもちろん、各議員の皆さんも勉強してほしい。
そうした問題も含めて勉強してほしいと訴えたいと思います。

つまり、今回の陳情で明らかなのは、やはりもともと何でその施設が必要なのか、本当に将来的にそれが役に立つのかどうなのか、健康面の問題も含めて出されていることですから、そう考えるならば十分、住民参加で一からやっただけ遅くはないし、既に一定の方針のもとで焼却炉の建てかえを前提にした上で、そのもとでの計画にならざるを得ないわけですから、これから十分論議していけば、この問題は、私は本当は解決できる、つまり方針を転換すれば、今までのリサイクル方式の方針を転換すれば解決できると思っておりますし、そうした観点から、この陳情はその趣旨に合っていると判断して、賛成討論いたします。

○議長【森田憲二】 討論を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【森田憲二】 ご異議ないものと認め、討論を終了します。

ここで、議事進行上、暫時休憩いたします。

午後0時23分 休憩

[9番木村祐子議員 10番須藤博議員 11番濱浦雪代議員 12番藤野茂議員 退場]

午後0時24分 再開

○議長【森田憲二】 会議を再開いたします。

直ちに採決いたします。日程第8、陳情第1号 市民参加の施設検討委員会設置に関する陳情、本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【森田憲二】 挙手少数。したがって、本陳情は不採択することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後0時25分 休憩

[9番木村祐子議員 10番須藤博議員 11番濱浦雪代議員 12番藤野茂
議員 入場]

午後0時25分 再開

○議長【森田憲二】 会議を再開いたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、小平・村山・大和衛生組合議会11月定例会を閉会と
いたします。御苦労さまでした。

午後0時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

小平・村山・大和衛生組合議会議長 森 田 憲 二

小平・村山・大和衛生組合議会議員 虻 川 浩

小平・村山・大和衛生組合議会議員 中 間 建 二

小平・村山・大和衛生組合議会議員 濱 浦 雪 代